

令和6年度市町村健康づくりサポート事業実施要項

公益財団法人 福岡県スポーツ振興センター

1 目的

本事業は、市町村・スポーツ団体が行っている健康づくり教室や研修会等を以下の事業内容により、サポートすることを目的とする。

2 事業内容

(1) 出張サポート事業

ア スタッフ派遣サービス

- ・体力測定、骨強度測定等における指導者の派遣

イ ツールサービス

- ・ニュースポーツ用具の貸し出し
- ・体力測定器具の貸し出し

(2) 相談サポート事業

市町村からのスポーツ相談に対する助言・講師紹介

- ・スポーツプログラムの助言
- ・スポーツ医・科学に関する講師紹介
- ・その他、スポーツに関する講師紹介

3 対象

(1) 県・市町村等が主催する事業

(2) 県民・市町村住民に対するスポーツ企画等を実施する団体

(3) 県民・市町村住民に対するスポーツ企画等を実施する個人

4 経費

(1) 出張サポート事業

ア スタッフ派遣サービスにおける旅費等の経費は、市町村の規定に準じた金額で申請団体が負担する。

イ ツールサービスにおける貸し出しの経費は、無料とする。また、運搬等は申請団体等が行う。

(2) 相談サポート事業

紹介した講師の謝金・旅費については、申請者と講師で決定する。

(3) その他

イベント等の保険加入は、各主催者で対応する。

5 申請

(1) 出張サポート事業

ア スタッフ派遣サービス

電話予約後、別紙【市町村健康づくりサポート事業申込書】に必要事項を記入し、公益財団法人福岡県スポーツ振興センターに提出をする（派遣希望人数、希望指導内容は具体的に記入すること）。

イ ツールサービス

電話予約後、別紙【借用申請書】に必要事項を記入し、公益財団法人福岡県スポーツ振興センターに提出をする（必要物品数、貸出期日は具体的に記入すること）。

(2) 相談サポート事業

電話予約後、別紙【市町村健康づくりサポート事業申込書】に必要事項を記入し、公益財団法人福岡県スポーツ振興センターに提出をする（希望の講師あるいは講義内容等を明確に記入する）。

※ 申請については、実施予定日の1ヶ月前までに、書類の提出をすること。

6 その他

(1) 用具の破損について

貸し出した用具等については、適切な管理をし、破損・紛失等が確認された場合は、弁償等の対応をとる。

(2) 返却について

ツールサービスは、次の利用団体に支障を来すので、必ず返却期限を厳守する（原則、貸し出し日から5日以内に返却すること）。なお、次の貸し出しが予定されている場合もあるため、貸し出しの際、返却日について確認を行うこととする。